

受動喫煙の防止と 行政苦情救済推進会議

中国四国管区行政評価局行政苦情救済推進会議座長
広島大学大学院人間社会科学研究所実務法学専攻教授・弁護士

片木 晴彦



はじめに

筆者は、平成15年に中国四国管区行政評価局（以下「管区局」という。）の行政苦情救済推進会議（以下「当会議」という。）の委員に就任し、平成30年より座長を務めさせていただいている。筆者は、広島大学の法科大学院において教鞭をとっているが、実は、専門は会社法・商事法であり、行政の専

門家ではない。本欄に寄稿された過去の方々の寄稿文を拝見するに、行政に関する専門的な知見に基づいた高度の分析も少なくないが、筆者の寄稿は、会議の委員として、検討に加わった過去の事例の検討に終始することに、ご勘弁をいただきたい。

国立大学における受動喫煙防止対策の徹底

平成30年3月26日、管区局は、当会議の審議結果を受け、島根大学、広島大学及び山口大学に対し、構内の屋外及び屋内の喫煙所における受動喫煙の防止を徹底すべく、各設備の改善等を行うこと、さらには受動喫煙防止対策として極めて有効であると考えられている全面禁煙の実施も含め、受動喫煙防止対策を検討することをあつせんした。指定喫煙場所の煙の防

止等が不十分であるという行政相談を受けて、管区局において各大学の喫煙所の実情などを調査いただき、当会議で審議した結果、あつせん案を成立させたものである。

このあつせんを受けて、各大学に対応いただき、広島大学ではワーキンググループでの検討の結果、令和2年1月をもって構内を全面禁煙とすることを組織として決定し、現に実行された。

島根大学でも、令和4年4月を目途に敷地内禁煙を目指しておられ、山口大学でも、現在の喫煙所は廃止のうえ、継続的な周知を行い、全面禁止を目指したいとのことである。

ご承知のように、受動喫煙の防止は、平成14年に制定された健康増進法第25条が、学校、体育館、病院など多数の者が利用する施設

を管理する者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ旨を定めたことで、一挙に国の政策としての地位を占めた。上記あつせんが公表された平成30年には健康増進法が改正され、学校や病院、行政機関などの公共施設における受動喫煙の防止義務が強化された。上記あつせんが、このような状況を考慮したものであることは言うまでもない。

筆者が広島大学に地位を得て赴任したのは昭和60年のことだが、当時公共空間においても喫煙は当然のこととされ、受動喫煙を回避する権利が社会で強く認識されていたとはいえない。この年、新幹線にはようやく禁煙車両または禁煙席が設けられ、国内航空機についても一部の席が禁煙とされてい

た(ちなみに筆者は、生まれてこの方たばこを吸った経験がない)。実は、この頃、当時の国鉄に対して、管理する各列車の客車のうち半数以上を禁煙車とすることを求める訴えが係属中であつた。東京地方裁判所の昭和62年3月27日の判決(判例時報1226号33頁)は、請求自体は退けたものの、たばこの煙に曝されて健康を害し、何等かの病気になる危険が増加することにつき、人格権

に対する侵害として、喫煙者にはなく、施設管理者である国鉄に対して、侵害行為の差止め又は予防措置を講じることが求められる可能性は認めている。上記のように、既に国鉄は受動喫煙防止のための措置を曲がりなりにも取り始めていたこと、「喫煙に関する社会的受容の実情」などを総合的に考慮

すると、原告らの受ける不利益は受忍限度の範囲を超えるものではないと判断した。判決文が列車内において乗客がたばこの煙に曝されることにより、その身体ないしは健康にどのような影響が及ぶのかについて、多くの知見を引用しつつ詳細に検討していることが興味深い。

実は、管区局では、当会議の審議結果を受けて、平成14年の健康増進法の成立後の平成25年にも、中国地方にある30の公的病院のうち、敷地内全面禁煙を実施していない4病院に対し、敷地内全面禁煙への移行等を検討するようあつせんしており、これらの病院は、当該あつせんを受けて敷地内の全面禁煙に踏み切っている。

人々が平穏かつ安全に生活を送ることを保障する人格権の内容、

また、どのような利益をどの程度まで保障すべきかは、国民の生活様式や国民の意識によって大きく変化し、裁判所や行政の人格権に対する対応もこれによって変化するという人格権も、この30年間のうちに、国民の意識及び国の施策の中に重要な地位を占めるまでに発展していったものであろう。当会議がこのような権利の確立の過程で、ささやかながらも役割を果たし得たことに、感慨を覚える。

終わりに

上記の事例に限らず、筆者が体験した多様なあつせん事例では、行政相談委員の方々が行政サービスを受ける国民・住民の切実な声をまず誠実にくみ取っていただき、その上で相談内容に含まれる

問題点について、行政の実情を含まれた詳細な調査を管区局の担当者の方々が実施した結果を踏まえて、当会議において審議がなされ、あつせん案を成立させている。

当会議が行政サービスの改善について、それなりの貢献ができているとすれば、行政サービスを統領する国民・住民の目線と、サービスを提供する行政の第一線の実情とを十分に理解したうえで、提案を示しているからではないかと思う。この半年ほどの行政施策の実行に生じた様々の「目詰まり」を見るにつき、行政サービスの受領者・提供者の「現場目線」に立つことの重要性を改めて認識している。